

令和5年第1回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後4時00分から午後4時50分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (7人)

11番 水谷 茂樹 (会 長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光
4. 欠席委員 (4人)

2番 中村 広治	3番 北清 裕邦	6番 藤崎 正雄
7番 善岡 浩樹		
5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	松田 力 高田 秋光
第 2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、手嶋主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 川本局長
第 5	議事参与の制限	あり XXXXXXXXXX
第 6	報告第1号	農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 7	報告第2号	農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 8	報告第3号	農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について
第 9	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第10	議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第11	議案第3号	特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書について
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和5年第1回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、7名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>本日は欠席委員が多いですが、本年もよろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和5年 第1回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録署名委員の選出について 松田委員・高田委員をお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>北竜町における肥料価格高騰対策について、1月の臨時議会にて決定をされております。6,250円の支援を行うこととしております。これから周知を行い、(申請方法の説明後)今年度の事業ですので、3月下旬を目途にかたまり次第、支払を行う予定としております。畑地化支援につきましては、改良区で決済金関係として畑地化に係る聞き取りを行っているとお聞いております。水利権の地区除外決済金、畑地化協力金については総会にて決定されるのもであり、3月に予定をされているとのことです。中山間地区についても要件に該当すれば、遡及返還も生じないとのことです。畑地化に向けての基本指針(案)をWGにて検討しております。(資料説明)最後に町公共施設再配置計画説明会を開催しますので、お時間があれば参加ください。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p>

【4ページ朗読】

議長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限が議案3号で██████に係ります。

それではこれより、報告3件、議案3件の審議に入ります。

議長

日程第6 報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第7 報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第8 報告第3号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、一括で説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。
報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係わる旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和5年1月25日提出

6ページをご覧下さい。

老齢年金番号 80

氏名 ██████████

生年月日 昭和32年12月23日

進達日 令和4年12月23日

年金加入期間 昭和63年11月18日～平成14年1月1日

老齢年金番号 81

氏名 ██████████

生年月日 昭和33年1月1日

進達日 令和5年1月11日

年金加入期間 昭和59年2月16日～平成14年1月1日

お二人とも満65歳到達による裁定請求です。

7ページをお開き下さい。

報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和5年1月25日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 146

氏名

生年月日 昭和32年12月23日

進達日 令和4年12月23日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年12月22日

老齢年金番号 147

氏名

生年月日 昭和33年1月1日

進達日 令和5年1月11日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年12月31日

お二人とも満65歳到達による裁定請求です。

9ページをお開き下さい。

報告第3号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和5年1月25日提出

10ページをご覧ください。

番号 46

経営継承者

年金加入期間 平成14年1月1日～平成21年12月13日

基準日経営面積 87, 205㎡

自留地 0㎡

第三者移譲で さんに継承しています。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第9 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求めます。

令和5年1月25日提出

次のページをご覧ください。

番号 5-1 合意解約

貸主

借主

土地の所在は岩村385番地 畑が1筆、

面積が 21,994㎡です。

資料1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

日程第9 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について承認されました。

日程第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ

る農地利用集積計画の決定について、説明願います。

事務局長

13ページをご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和5年1月25日提出

次のページをご覧ください。

番号 5-売-1

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和5年1月26日です。

対価の支払期限は、令和5年3月14日です。

売買価格は、24,310,000円です。

土地の所在は、板谷86番6 外15筆、

田が14筆、畑が2筆で

面積は116,373.23㎡となっております。

資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 5-売-1、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-売-1について承認いたします。

次に 5-賃-1について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-1

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和9年11月28日です。

貸付料等は、93,120円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水160番地1 外2筆

田が3筆で、面積 19,372㎡です。

資料の3ページに航空写真を添付してあります黄色の箇所となりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 5-賃-1、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-1について承認いたします。

次に 5-賃-2について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-2

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和14年11月28日です。

貸付料等は、125,235円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水203番地2 外1筆

田が2筆で、面積 23,028㎡です。

資料の3ページに航空写真を添付してあります緑色の箇所となりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 5-賃-2、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-2について承認いたします。

次に 5-賃-3について説明願います。

事務局長

次のページをご覧下さい。

番号 5-賃-3

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和14年11月28日です。

貸付料等は、288,447円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水134番地6 外1筆

田が2筆で、面積 43,958㎡です。

資料の3ページに航空写真を添付してあります青色の箇所となりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号 5-賃-3、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5-賃-3について承認いたします。

次に 5-賃-4について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-4

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和15年12月31日です。

借賃は、72,150円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、岩村385番地 外3筆

畑が4筆で、面積 51,899㎡です。

資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号 5-賃-4、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-4について承認いたします。
次に 5-賃-5について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-5
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和5年1月26日から令和7年12月31日です。
借賃は、143,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、和45番地1 外7筆
田が8筆で、面積 14,954㎡です。
資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

3年間なのはなぜか。

滝上推進員

本人(借主)の希望です。

議長

外にご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号 5-賃-5、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-5について承認いたします。

次の5-賃-6、5-賃-7で[REDACTED]に議事参与の制限が掛かりま
す。

では、5-賃-6、5-賃-7について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-6

利用権の設定を受ける者 [REDACTED]

利用権の設定する者 [REDACTED]

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和15年12月31日です。

借賃は、152,900円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、西川90番地6 外7筆

田が8筆で、面積 10,086㎡です。

資料の6ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-7

利用権の設定を受ける者 [REDACTED]

利用権の設定する者 [REDACTED]

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和5年12月31日です。

借賃は、12,350円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、西川80番地3 外4筆

田が5筆で、面積 1,841㎡です。

資料の7ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号 5-賃-6、5-賃-7、承認とされる方は挙手をお願いいた
します。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-6、5-賃-7について承認いたします。
ここで、XXXXXXXXXXの議事参与の制限を解きます。
次に 5-賃-8について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-8
利用権の設定を受ける者 XXXXXXXXXX
利用権の設定する者 XXXXXXXXXX
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和5年1月26日から令和5年12月31日です。
借賃は、245,760円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、三谷57番地3 外10筆
田が11筆で、面積 53,411㎡です。
資料の8ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号 5-賃-8、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-8について承認いたします。
次に 5-賃-9について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-9

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和5年12月31日です。

借賃は、14,720円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、三谷126番地2 外1筆 いずれも内地番で
田が2筆で、面積 2,383㎡です。

資料の9ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 5-賃-9、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-9について承認いたします。

次に 5-賃-10について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-10

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和5年12月31日です。

借賃は、67,600円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、西川4番地3 外1筆

田が2筆で、面積 12,642㎡です。
資料の10ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号 5-賃-10、承認とされる方は挙手をお願いいたします。



委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-10について承認いたします。
次に 5-賃-11について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-11
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和5年1月26日から令和5年12月31日です。
借賃は、46,800円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷565番地
畑が1筆で、面積 15,674㎡です。
資料の11ページに航空写真を添付してあります青色の箇所となりますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 5-賃-11、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-賃-11について承認いたします。

次に 5-賃-12について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-12

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年1月26日から令和5年12月31日です。

借賃は、177,300円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、板谷146番地4 外1筆

畑が2筆で、面積 59,048㎡です。

資料の11ページに航空写真を添付してあります黄色の箇所となりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 5-賃-12、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議 長

番号 5-賃-12について承認いたします。

日程第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

日程第11 議案第3号 特定農用地利用規程の変更認定に係る意見書について説明願います。

事務局長

27ページをお開き下さい。

議案第3号 特定農用地利用規程の変更認定に係る意見書について

農業経営基盤強化促進法第24条第1項の規定により、北竜町から同意を求められた、別紙の農用地利用規程について議決を求める。

令和5年1月25日提出

内容につきましては手嶋主事より説明致します。

手嶋主事

令和3年度から2,000万控除を取るために特例農用地利用規程ができ、その名簿に耕作者が認定農業者に限定する規程でありますので、名簿の更新が必要となります。軽微変更とはならないので、毎年1月に更新作業を行うもので、農業委員会に意見を求められたものであります。(資料説明)以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第11 議案第3号 農用地利用規程の認定に係る意見書については承認と致します。

以上で第1回農業委員会総会を終了致します。